平成２０年（フ）第７４号
富山県高岡市戸出町１丁目１番80号
破産者　江川　純一
異議申述期間　平成22年４月21日まで
平成22年３月３日　富山地方裁判所高岡支部
平成２０年（フ）第５８７号
熊本市谷尾崎町1101番地２
破産者　北本　憲治
異議申述期間　平成22年４月22日まで
平成22年３月２日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２０年（フ）第６３１号
熊本県八代市港町262番地の18
破産者　有限会社大樹
異議申述期間　平成22年４月23日まで
平成22年３月３日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第９３８０号
大阪市旭区太子橋３丁目14番６号
破産者　大槻　　誠
異議申述期間　平成22年４月26日まで
平成22年３月１日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第１３３６号
熊本県玉名市高瀬232番地
破産者　杉谷水企工業株式会社
異議申述期間　平成22年４月30日まで
平成22年３月２日
熊本地方裁判所民事第１部
平成２１年（フ）第２２号
熊本県荒尾市平山2209番地15
破産者　野田　満紀
異議申述期間　平成22年５月６日まで
平成22年３月３日　熊本地方裁判所玉名支部
平成１９年（フ）第５７号
大分県佐伯市長島町３丁目18番18号
破産者　真建工業株式会社
異議申述期間　平成22年５月７日まで
平成22年３月２日
大分地方裁判所佐伯支部破産係

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１号
栃木県足利市久松町47番地
清算株式会社　アシリ・リネンサービス株式会社
清算人　松原　　実
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所足利支部

特別清算終結

平成２０年（ヒ）第２７号
横浜市緑区鴨居３丁目34番２号
清算株式会社　株式会社サン・エビス
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第４号
福井県三方上中郡若狭町新道59号６番地１
清算株式会社　オニュー製紙株式会社
代表清算人　木下　秀三
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権者の届出債権のうち、利息・遅延損害金を除いた債権元本のみを協定債権とする。
２　清算株式会社は協定債権者に対し、残余財産を協定債権額に按分して算出した14.53716％を金銭配当する。
３　清算株式会社は、協定案が可決成立し、裁判所の認可決定が確定した後５日以内に配当を実施する。ただし、協定債権者全員が協定案に同意する場合は、裁判所の認可決定後20日以内に配当を実施する。配当は協定債権者の指定する銀行口座に送金する方法をとり、送金手数料は清算株式会社負担とする。
４　協定債権者は、前項の配当を受けたときは、清算株式会社に対し配当後の残債権元本・利息・遅延損害金につき、その債務を免除する。
５　清算株式会社は第３項の配当後、新たに会社財産が発見された場合は、換価のうえ必要経費を控除した残余財産を、協定債権額に按分して金銭配当する。この場合、前項による免除は、新たにされる配当の限度で効力を失う。
福井地方裁判所敦賀支部

監督命令

平成２２年（再）第１号
札幌市中央区南12条西18丁目３番１号　テクノ18ビル３Ｆ
再生債務者　株式会社札幌藤の沢すずらんゴルフ場
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区北４条西20丁目１番28号　Ｎ420ビル　橋本・大川合同法律事務所　弁護士　大川　哲也
平成22年３月１日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定

平成２１年（再）第２号
北海道滝川市幸町３丁目３番16号
再生債務者　道央建鉄株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年１月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成22年３月26日まで
平成22年３月１日　札幌地方裁判所滝川支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２４１号
宮城県伊具郡丸森町小斎字京壇81番地の１
再生債務者　宮城製粉株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成22年２月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成22年４月５日まで及び平成22年４月13日午後２時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年４月13日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年２月26日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１７年（再）第１７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122番地
再生債務者　株式会社オーカワ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年３月１日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第１４号
札幌市北区太平７条１丁目１番18号
再生債務者　株式会社道ケン
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル４階　といかわ法律事務所　弁護士　樋川　恒一
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年３月１日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３号
北海道砂川市東４条南６丁目１番５号
再生債務者　古川　桂一
１　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年３月23日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月５日から平成22年４月15日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係